

(適格請求書を再交付する場合)

問 49-2 当社は、役務の提供に当たり、予約サイトを通じて予約や代金の精算を行っています。この際、媒介者交付特例を適用し、予約サイトから購入者に適格請求書を交付してもらっていますが、実際の役務の提供に際し、顧客から当社に対して適格請求書の交付を求められました。この場合、当社は改めて適格請求書を交付しなければならないのでしょうか。【令和6年4月追加】

【答】

適格請求書発行事業者には、課税資産の譲渡等を行った場合、課税事業者からの求めに応じて適格請求書を交付する義務が課されています。また、ご質問のように予約サイトを通じて代金の精算等を行う場合、一定の要件を満たしていれば、当該予約サイトの運営者が、媒介者等として、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を、委託者である貴社に代わって顧客に対し交付することができます（消令70の12①）。

媒介者交付特例を適用し、媒介者等が適格請求書を交付したのであれば、その時点で適格請求書の交付義務を果たしていますが、ご質問のように、改めて委託者が適格請求書を交付することについて、消費税法上妨げられるものではありませんので、顧客の求めに応じて、適格請求書を交付することもできます。この場合において、委託者が交付しようとする適格請求書に記載すべき課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額は、委託者である売手の認識している金額によることとなる点にご留意ください。

なお、仕入税額控除は、行った課税仕入れに対して適用されるものですので、購入者において、一の課税仕入れについて複数枚の適格請求書の保存があったとしても、仕入税額控除の適用は一回となります。

(注) 予約サイトの運営者が適格請求書発行事業者ではないなどの理由により、媒介者交付特例を適用できない場合に、課税事業者である顧客から適格請求書の交付を求められた際は、委託者においては、適格請求書の交付義務が生じることとなります（消法57の4①）。

なお、代金の支払を受けていない等の理由で「領収書」の交付を行っていない場合であっても、適格請求書はその記載事項を満たす限り、様式や名称を問いませんので、記載事項を満たした「領収書」以外の書類（例えば、請求書や納品書、明細書など）を交付するといった対応が考えられます。

(参考) 適格請求書を再交付するに当たり、既に交付した複数枚の適格請求書をまとめて一の適格請求書として再発行する必要がある場合にはそのような対応も可能です。その場合、当該一の適格請求書に記載された全ての課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額の合計額を基礎として再計算した消費税額等が、適格請求書の記載事項としての消費税額等となります。他方、売手において既に交付した適格請求書の写しを保存しているなど、再発行であることが客観的に明らかである場合には、その記載すべき消費税額等は、既に交付した適格請求書に記載された消費税額等を基に記載することとして差し支えありません。

【イメージ】（記載事項は一部省略しています。）

| 請求書（4月分） No. 1234 |                     |
|-------------------|---------------------|
| 合計                | 100,000円（内税 8,416円） |
| 10%対象             | 60,000円（内税 5,454円）  |
| 8%対象              | 40,000円（内税 2,962円）  |

| 請求書（5月分） No. 2345 |                      |
|-------------------|----------------------|
| 合計                | 130,000円（内税 10,941円） |
| 10%対象             | 78,000円（内税 7,090円）   |
| 8%対象              | 52,000円（内税 3,851円）   |

再発行  
（再計算）

| 請求書（再発行）<br>〔 No. 1234（4月分）/No. 2345（5月分） 〕 |                      |
|---|----------------------|
| 合計  | 230,000円（内税 19,357円） |
| 10%対象                                       | 138,000円（内税 12,545円） |
| 8%対象  | 92,000円（内税 6,814円）   |

再発行する適格請求書において、消費税額等を再計算することが原則だが、改めて4月分・5月分の金額を記載することや、各月に算出した消費税額等を単純に合算することも認められる。